

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 規則

- 東京都重度心身障害者手当条例施行規則の一部を改正する規則……………
- ……………(福祉保健局障害者施策推進部自立生活支援課)……………一
- 東京都心身障害者福祉手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(同)……………一

### 告示

- 都市計画の変更(二件)……………
- ……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)……………一
- 都市計画の決定……………(同)……………二
- 公共測量の実施……………(都市整備局都市基盤部調整課)……………二
- 公共測量の終了(三件)……………(同)……………三
- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………
- ……………(都市整備局市街地整備部民間開発課)……………三
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案等……………(環境局都市地球環境部環境都市づくり課)……………三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………六
- 東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出……………
- ……………(環境局都市地球環境部環境都市づくり課)……………七

### 公告

- 東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出……………
- ……………(環境局都市地球環境部環境都市づくり課)……………七

## 規則

- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………
- ……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………七
- 争議行為の予告……………
- ……………(産業労働局雇用就業部労働環境課)……………八

東京都重度心身障害者手当条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年六月十六日

東京都知事 舩添 要 一

### ●東京都規則第九十四号

東京都重度心身障害者手当条例施行規則の一部を改正する規則

東京都重度心身障害者手当条例施行規則(昭和四十八年東京都規則第四百一十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第五条第十二項」を「第五条第十一项」に改める。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都心身障害者福祉手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年六月十六日

東京都知事 舩添 要 一

### ●東京都規則第九十五号

東京都心身障害者福祉手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都心身障害者福祉手当に関する条例施行規則(昭和

四十九年東京都規則第三百三十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「第五条第十二項」を「第五条第十一项」に改める。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告示

### ●東京都告示第九百六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都市計画都市再生特別地区を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十六年六月十六日

東京都知事 舩添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画都 追加する部分

市再生特別地区 港区虎ノ門二丁目及び赤坂一丁目

(虎ノ門二丁目 各地内)

二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部

場所 都市計画課(東京都庁第二本庁舎二階北側)

### ●東京都告示第九百七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都市計画都市再生特別地区を変更したので、同法第二十一

条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十六年六月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

追加する部分

東京都市計画都 市再生特別地区 (桜丘町一地区)

二 関係図書の縦覧 東京都市整備局都市づくり政策部 都市計画課 (東京都庁第二本庁舎二階北側)

●東京都告示第九百八号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第十九条第一項の規定により東京都市計画地区計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十六年六月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画地区計画

勝どき東地区 中央区勝どき二丁目及び勝どき四丁目各地内

二 関係図書の縦覧 東京都市整備局都市づくり政策部 都市計画課 (東京都庁第二本庁舎二階北側) 及び中央区役所

●東京都告示第九百九号

測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条に

において準用する同法第十四条第一項の規定により、荒川区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年六月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 測量施行者 荒川区

二 測量の種類 公共測量 (三級水準測量)

三 測量の区域 荒川区町屋三丁目、町屋四丁目、町屋五丁目及び町屋六丁目各地内

四 測量の期間 平成二十六年六月十六日から平成二十七年三月二十日まで

●東京都告示第九百十号

測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省関東地方整備局東京外かく環状国道事務所長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年六月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 測量施行者 国土交通省関東地方整備局東京外かく環状国道事務所

二 測量の種類 公共測量 (空中写真測量、レーザ計測及び基準点測量)

三 測量の区域 (空中写真測量及びレーザ計測) 品川区、目黒区、大田区、世田谷区及び杉並区各地内

四 測量の期間 平成二十六年二月六日から同年三月二十五日まで

●東京都告示第九百十一号

測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、川崎市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年六月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 測量施行者 川崎市

二 測量の種類 公共測量 (川崎市計画道路真光寺長津田線及び小杉菅線に関する平面図の作成)

三 測量の区域 町田市能ヶ谷一丁目、能ヶ谷三丁目、三輪町、三輪緑山二丁目及び三輪緑山三丁目各地内

四 測量の期間 平成二十五年六月一日から平成二十六年三月十四日まで

●東京都告示第九百十二号

測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、大田区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年六月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 測量施行者 大田区

二 測量の種類 公共測量 (基準点測量及び水準点測量)

三 測量の区域 大田区地内

四 測量の期間 平成二十五年九月二日から平成二十六年三月三十一日まで

●東京都告示第九百十三号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき目黒駅前地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十六年六月十六日

東京都知事 外 添 要 一

一 組合の名称

目黒駅前地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十四年七月一日から平成三十一年三月三十一日まで

三 施行地区

品川区上大崎二丁目及び上大崎三丁目各内地

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

品川区上大崎二丁目十五番十九号

平成二十四年七月十一日

五 事業計画の変更の認可の年月日

平成二十六年六月十六日

●東京都告示第九百十四号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第四十八条の規定に基づき、（仮称）虎ノ門二十計画画建設事業について、環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）及びその概要の提出があり、同条例第四十九条第一項の規定に基づき、事業段階関係地域を定めた

ので、同条例第五十二条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年六月十六日

東京都知事 外 添 要 一

一 事業段階関係地域の範囲

港区

虎ノ門一丁目、虎ノ門二丁目、虎ノ門三丁目、虎ノ門四丁目、虎ノ門五丁目、愛宕一丁目、愛宕二丁目、赤坂一丁目、赤坂二丁目、赤坂六丁目、六本木一丁目、六本木二丁目、六本木三丁目、六本木四丁目、西新橋一丁目、西新橋二丁目、西新橋三丁目、芝公園三丁目、芝公園四丁目、麻布台一丁目及び麻布台二丁目の区域

千代田区

霞が関一丁目、霞が関三丁目、永田町一丁目及び永田町二丁目の区域

二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

地

株式会社ホテルオークラ

代表取締役社長 荻田 敏宏

港区虎ノ門二丁目十番四号

公益財団法人大倉文化財団

理事長 大崎 磐夫

港区虎ノ門二丁目十番三号

三 対象事業の名称及び種類

（仮称）虎ノ門二十計画建設事業

高層建築物の新築

四 対象事業の内容の概略

対象事業は、港区虎ノ門二丁目の区域に宿泊施設及び業務施設を含む高層建築物の建設等をするものである。

五 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、

風環境、景観及び史跡・文化財について評価を行い、その結論は別記のとおりである。

六 評価書案の縦覧

(一) 期間

平成二十六年六月十六日から同年七月十五日まで。

ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 港区環境リサイクル支援部環境課

港区芝公園一丁目五番二十五号

イ 千代田区環境安全部環境・温暖化対策課

千代田区九段南一丁目二番一号

ウ 東京都環境局都市地球環境部環境都市づくり課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十六階

エ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎四階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参又は郵送

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地）

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

平成二十六年七月三十日

(四) 提出先

東京都環境局都市地球環境部環境都市づくり課

郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八

番一

別記（原文のまま記載）

環境に及ぼす影響の評価の結論  
対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業計画の内容や計画地及び周辺の状況を考慮した上で環境影響評価の項目を選定し、現状調査並びに予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表(1)～(3)に示すとおりである。

表(1) 環境に影響を及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
大気汚染	<p>(1) 工事の施行中 【建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の将来予測濃度（日平均値の年間98%値）は0.06825ppmであり、評価の指標（「環境基本法」に基づく「大気汚染に係る環境基準」を参考に設定；0.06ppm）を上回る。将来予測濃度（年平均値）に対する建設機械の稼働による寄与率は、42.2%である。 浮遊粒子状物質の将来予測濃度（日平均値の2%除外値）は0.05048mg/m<sup>3</sup>であり、評価の指標（「環境基本法」に基づく「大気汚染に係る環境基準」；0.10mg/m<sup>3</sup>）を下回る。将来予測濃度（年平均値）に対する建設機械の稼働による寄与率は、17.1%である。 工事の実施にあたっては、施工計画を十分に検討し、建設機械の過度な集中を避けるとともに、最新の排出ガス対策型建設機械の使用に努め、アイドリングストップを周知する等の環境配慮のための措置を実施し、建設機械の稼働に伴う影響の低減に努める。</p> <p>【工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の将来予測濃度（日平均値の年間98%値）は0.04609～0.04716ppmであり、すべての地点で評価の指標（「環境基本法」に基づく「大気汚染に係る環境基準」を参考に設定；0.06ppm）を下回る。将来予測濃度（年平均値）に対する工事用車両による寄与率は、0.16～1.91%である。 浮遊粒子状物質の将来予測濃度（日平均値の2%除外値）は0.05217～0.05229mg/m<sup>3</sup>であり、すべての地点で評価の指標（「環境基本法」に基づく「大気汚染に係る環境基準」；0.10mg/m<sup>3</sup>）を下回る。将来予測濃度（年平均値）に対する工事用車両による寄与率は、0.01%未満～0.04%である。</p> <p>(2) 工事の完了後 【地下駐車場の供用に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の将来予測濃度（日平均値の年間98%値）は0.04762ppmであり、評価の指標（「環境基本法」に基づく「大気汚染に係る環境基準」を参考に設定；0.06ppm）を下回る。将来予測濃度（年平均値）に対する駐車場利用車両の走行による寄与率は、2.80%である。 浮遊粒子状物質の将来予測濃度（日平均値の2%除外値）は0.05207mg/m<sup>3</sup>であり、評価の指標（「環境基本法」に基づく「大気汚染に係る環境基準」；0.10mg/m<sup>3</sup>）を下回る。将来予測濃度（年平均値）に対する駐車場利用車両の走行による寄与率は、0.04%である。</p> <p>【熱源施設稼働に伴い発生する二酸化窒素の大気中における濃度】 二酸化窒素の将来予測濃度（日平均値の年間98%値）は0.04678ppmであり、評価の指標（「環境基本法」に基づく「大気汚染に係る環境基準」を参考に設定；0.06ppm）を下回る。将来予測濃度（年平均値）に対する熱源施設稼働に伴う寄与率は、0.02%である。</p> <p>【関連車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の将来予測濃度（日平均値の年間98%値）は0.04589～0.04788ppmであり、すべての地点で評価の指標（「環境基本法」に基づく「大気汚染に係る環境基準」を参考に設定；0.06ppm）を下回る。将来予測濃度（年平均値）に対する関連車両による寄与率は、0.01%未満～0.61%である。 浮遊粒子状物質の将来予測濃度（日平均値の2%除外値）は0.05217～0.05225mg/m<sup>3</sup>であり、すべての地点で評価の指標（「環境基本法」に基づく「大気汚染に係る環境基準」；0.10mg/m<sup>3</sup>）を下回る。将来予測濃度（年平均値）に対する関連車両による寄与率は、0.01%未満～0.04%である。</p>

表(2) 環境に影響を及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
騒音・振動	<p>(1) 工事の施行中  <b>【建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音・振動】</b>          敷地境界における建設機械からの騒音レベル(L<sub>1</sub>)の最大値は74dBであり、評価の指標(「環境確保条例」)に基づく「指定建設作業騒音の報告基準」(80dB)を下回る。敷地境界における建設機械からの振動レベル(L<sub>1,eq</sub>)の最大値は68dBであり、評価の指標(「環境確保条例」)に基づく「指定建設作業振動の報告基準」(70dB)を下回る。  <b>【工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音・振動】</b>          工事用車両の走行に伴う騒音レベル(L<sub>day</sub>)は、62~67dBであり、No.1地点(南側)及びNo.4(西側、東側)以外の地点において評価の指標(「環境確保条例」)に基づく「騒音に係る環境基準」No.1、2;昼間65dB、No.4;昼間60dB、No.6;昼間70dB)を下回る。          将来一般交通量と比較した工事用車両の走行による騒音の増加レベルは、0.1~1.2dBである。          なお、No.1地点(南側)及びNo.4(西側、東側)は、将来一般交通量による騒音レベルが既に評価の指標を上回っており、工事中心交通量による増加レベルは0.6dBである。          工事の通行における予測時間帯の振動レベル(L<sub>10</sub>)の最大値は、昼間47~54dB、夜間42~50dBであり、すべての地点において評価の指標(「環境確保条例」)に基づく「日常生活等に適用する振動の規制基準」No.1、6;昼間65dB、夜間60dB、No.2、4;昼間60dB、夜間55dB)を下回る。          将来一般交通量と比較した工事用車両の走行による振動の増加レベルは、昼間0.3~2.8dB、夜間0.5~4.1dBである。</p>
日影	<p>(1) 工事の完了後          主要な地点における天空写真をもとに、冬至日の日影時間を予測した結果、計画建築物により遮蔽する日影時間は、増減なし約3時間20分と予測した。計画冬至日に計画建築物により1時間10分以内の日影が生じる範囲は、計画地敷地境界から約40mの範囲内と予測した。その範囲は商業地域と第二種住居地域に指定されており、日影規制の適用を受けない地域である。ただし、一部の配電施設が存在するため、本事業では、計画建築物を計画地の南側に配置し、高層棟(高さ約195.0m)を「格状」としたことで、影響が小さくなる計画とした。「東京都日影による中高層建築物の影の制限に関する条例」に定める日影規制に適合するものと考えられる。</p>
電波障害	<p>(1) 工事の完了後          計画建築物の設置により、地上デジタル放送については、遮蔽障害予測範囲内に発生し、障害範囲は全て計画地内、隣接する道路及び隣接地の建築物が立地していない部分に収まると予測した。そのため、計画建築物による受信障害は生じないと考えられる。          衛星放送については、計画地敷地境界から北北東~北東方向に最大距離約250mの範囲において遮蔽障害が発生する可能性があるとして予測した。          なお、計画建築物に起因する地上デジタル放送及び衛星放送の電波障害が発生した場合には、その時点における適切な方法を検討し、対策を講ずることにより、計画建築物によるテレビ電波の受信障害は解消されるものと考えられる。          したがって、本事業に係る電波障害については、評価の指標(テレビ電波の受信障害を起こさないこと)に適合するものと考えられる。</p>
風環境	<p>(1) 工事の完了後          工事の完了後においては、現況においてランク3(事務所街相当)またはランク4(ランク3を超える風環境)である地点を除いて、すべてランク2(住宅街、公園相当)以下になるものとして予測した。          したがって、計画建築物の存在により、計画地周辺における風環境に変化が生じるものの、風の影響に特に配慮すべき施設周辺を含めてランク1(住宅地の商店街、野外レクリエーション相当)及びランク2相当の風環境になることから、評価の指標(風環境評価尺度)を満足するものと考えられる。</p>

表(3) 環境に影響を及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
景観	<p>(1) 工事の完了後  <b>【主要な景観構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度】</b>          本事業は、大規模な緑地整備とホテル等の複合機能の導入により敷地の景観利用を図るものである。計画建築物は、周辺の高層建築物と一体化したスカイラインを形成し、既存建築物との調和が図られると考えられ、ホテル、オフィス等の施設を創出により、地域の個性を活かした都市景観が形成され、考えられる。また、緑地の創出により、緑と水の個性のある景観が形成され、考えられる。そのため、「東京都景観計画」及び「港区景観計画」に定められた景観形成の方針を満足するものと考えられる。          ついて、計画建築物の出現による主要な景観構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度は、評価の指標(「港区景観計画」)に定められた景観形成の方針「地域の個性を活かした魅力的な街並みを育む」、「水と緑のネットワークを強化し、潤いある景観形成を進める」に適合するものと考えられる。  <b>【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】</b>          計画地周辺の代表的眺望地点からの眺望は、近景域においては、計画建築物は新たな高層建築物として認識される。中景域及び遠景域においては、計画建築物は周辺の高層建築物と一体化したスカイラインを形成し、既存建築物と調和が図られると考えられる。そのため、代表的な眺望地点からの眺望は大きく変化することではなく、「東京都景観計画」及び「港区景観計画」に定められた景観形成の方針に適合するものと考えられる。          したがって、計画建築物の出現による代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度は、評価の指標(「港区景観計画」)に定められた景観形成の方針「地域の個性を活かした魅力的な街並みを育む」、「水と緑のネットワークを強化し、潤いある景観形成を進める」に適合するものと考えられる。</p>
史跡・文化財	<p>(1) 工事の完了後における影響率(地域全体)は30.0~49.2%であり、いずれも圧迫感の目安(11~15%)を上回っているが、現況における形態等(地域全体)は12.9~35.9%であり、計画建築物の正面出入口付近におけるNo.1地点(地点A)では、既に圧迫感の目安を上回っている状況である。          本事業は、計画建築物は可能な限りセトバックした配置とし、外壁面等の色彩や素材等については、周辺の街並みとの調和に配慮することによって、圧迫感の軽減を図られるものと考えられる。さらに、建物外周部には並木等の整備を行うことで、圧迫感の軽減を図ることができ、圧迫感の程度は、評価の指標(圧迫感の軽減を図ること)に適合するものと考えられる。</p> <p><b>【対象事業の計画地内の文化財の現状変更の程度】</b>          計画地内に現存する国の登録有形文化財(建造物)である「大倉集古館棟別館」については、「文化財保護法」に該当する場合は、改修工事を実施する前の適切な時期に所在の変更及び現状変更等の必要な届出を行い、保存及び活用のための適切な措置を講ずる。          したがって、対象事業の計画地内の文化財の現状変更の程度は、評価の指標(文化財等の保存及び管理に支障が生じないこと)に適合するものと考えられる。</p> <p><b>【埋蔵文化財包蔵地の改変の程度】</b>          埋蔵文化財包蔵地については、計画地内に周知の埋蔵文化財包蔵地はなく、既存の武蔵野調査結果においても史料的価値のあるものは確認されていない。ただし、「港区埋蔵文化財採取要綱」に基づき、港区教育委員会と協議し、必要に応じて武蔵野埋蔵文化財調査を行う。また、工事の施行中に新たな埋蔵文化財が確認された場合は、東京都教育委員会及び港区教育委員会へ速やかで報告し、「文化財保護法」に基づき適切に対処する。これらの結果については、今後の環境影響評価図書等で明らかにする。したがって、埋蔵文化財包蔵地の改変の程度は、評価の指標(文化財等の保存及び管理に支障が生じないこと)に適合するものと考えられる。</p>

●東京都告示第九百十五号

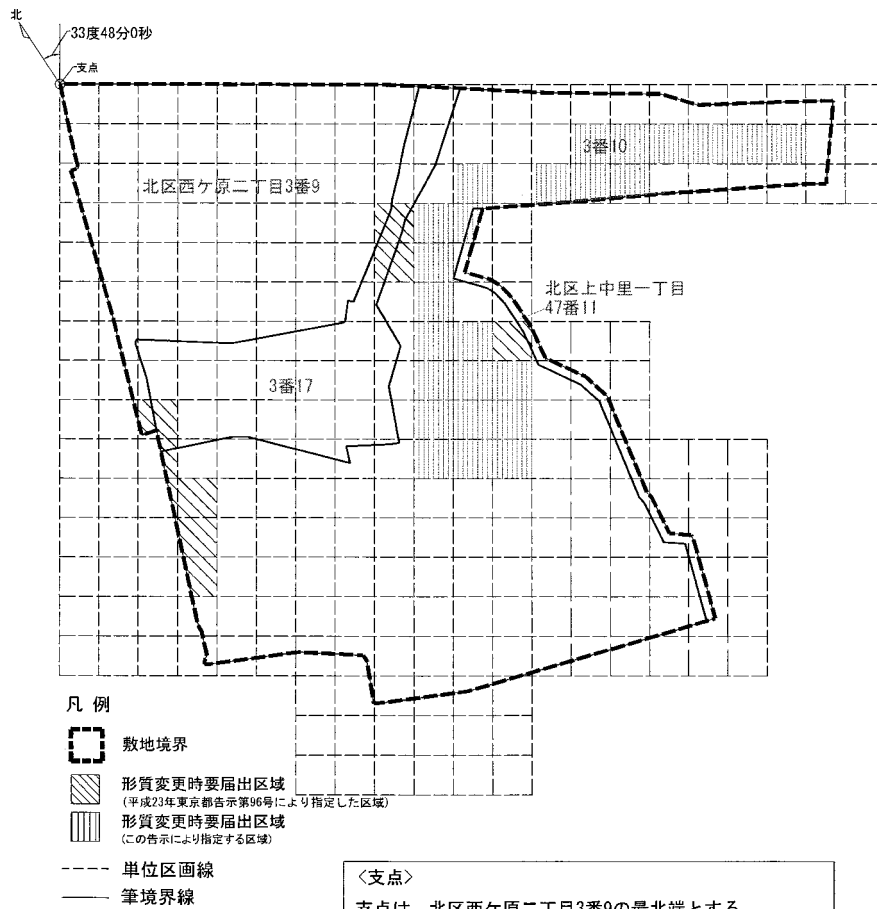
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年六月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(北区西ヶ原二丁目地内及び同区上中里一丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物

別図



公 告

東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第六十八条第一項の規定に基づき、(仮称)大手町一六開発事業について、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第二項において準用する同条例第六十六条第二項の規定により公告する。

平成二十六年六月十六日

東京都知事 外 添 要 一

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

有限会社東京プライムステージ

取締役 堀川 朋善

千代田区神田神保町一丁目十一番地 さくら総合事務所内

二 対象事業の名称

(仮称)大手町一六開発事業

三 工事着手の年月日

平成二十一年十一月二日

四 工事完了の年月日

平成二十六年四月三十日

五 届出日

平成二十六年五月二十九日

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八十一条の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十六年六月十六日

東京都知事 外 添 要 一

一 店舗名 第二伊東屋ビル

二 店舗所在地 中央区銀座二丁目七番十五号

三 設置者名 株式会社伊東屋

四 意見

ア 聴取者 中央区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成二十六年五月二十七日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間

平成二十六年六月十六日から同年七月十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 ラフォーレ原宿

二 店舗所在地 渋谷区神宮前一丁目十一番六号

三 設置者名 森ビル流通システム株式会社

四 意見

ア 聴取者 渋谷区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成二十六年五月二十七日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間

平成二十六年六月十六日から同年七月十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 東毛東大島ビル

二 店舗所在地 江東区大島七丁目三十八番三十号

三 設置者名 株式会社トウモウ

四 意見

ア 聴取者 江東区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成二十六年五月二十七日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間

平成二十六年六月十六日から同年七月十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 キラリナ京王吉祥寺

二 店舗所在地 武蔵野市吉祥寺南町二丁目一番二十五号

三 設置者名 京王電鉄株式会社

四 意見

ア 聴取者 武蔵野市長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日

平成二十六年五月二十七日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課  
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間

平成二十六年六月十六日から同年七月十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

西友練馬店A館

二 店舗所在地

練馬区練馬一丁目三番十号

三 設置者名

西武鉄道株式会社

四 意見

練馬区長

ア 聴取者

意見なし

イ 概要

意見なし

ウ 収受日

平成二十六年五月三十日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課  
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間

平成二十六年六月十六日から同年七月十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

Coconeri

二 店舗所在地

練馬区練馬一丁目十七番一号

三 設置者名

日立キャピタル株式会社

四 意見

練馬区長

ア 聴取者

練馬区長

イ 概要

意見なし

ウ 収受日

平成二十六年五月三十日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課  
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間

平成二十六年六月十六日から同年七月十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

争議行為の予告について

第一輸送株式会社代表取締役五十嵐和代から争議行為を行う旨の通知が平成二十六年六月三日にあつたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成二十六年六月十六日

東京都知事 外 添 要 一

一 事件

自治労・公共サービス清掃労働組合第一支部の争議行為に対抗する件

二 日時

平成二十六年六月十七日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

第一輸送株式会社 足立区加賀一丁目十二番九号

四 種類

事業所閉鎖、就労拒否その他一切の争議行為(以上原文のまま掲載)

発行 東京都 新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定価 一箇月 三〇円 六、六〇〇円 (郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区小石川二丁目三番七号 電話 〇三(三八二)五二〇一(代) 郵便番号 112-0002

